

草津白根山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

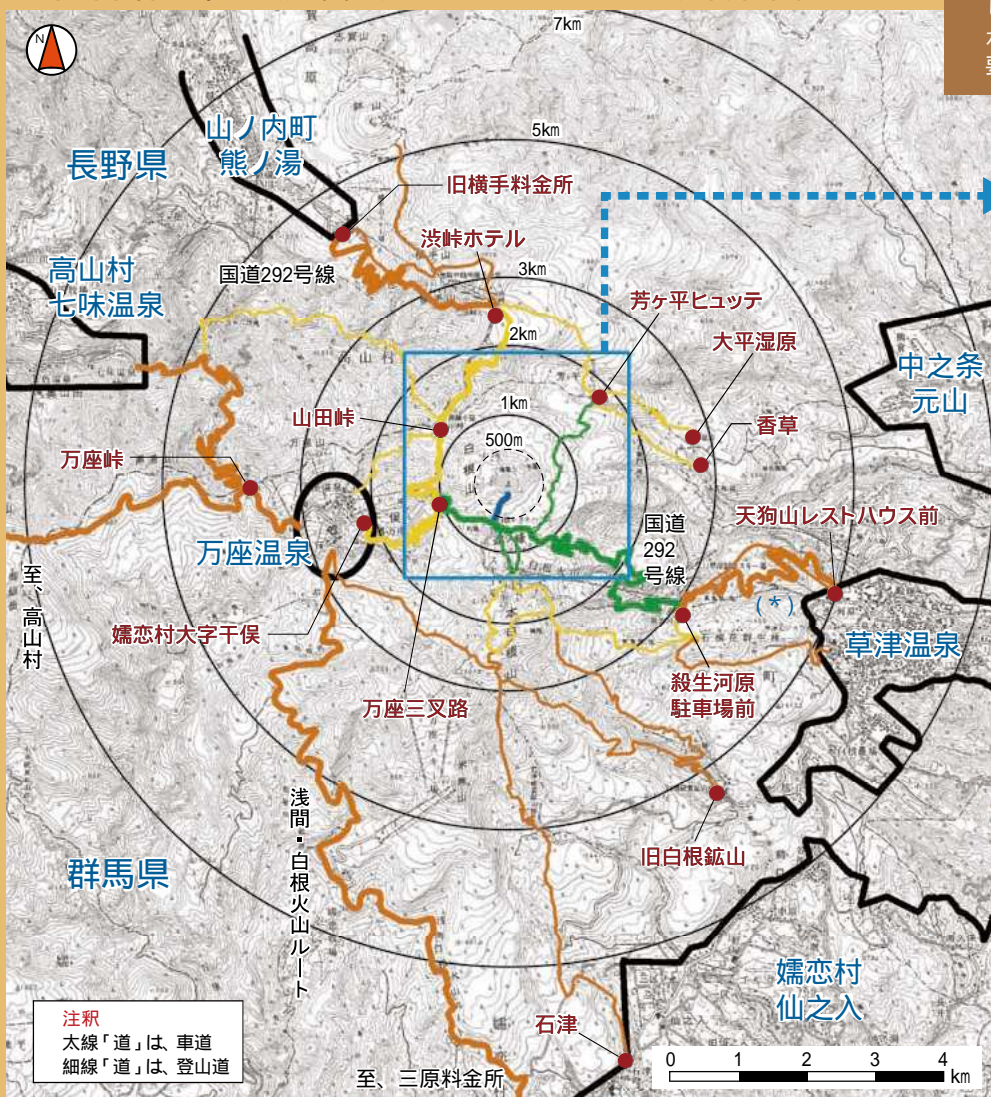
噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

草津白根山 北西上空から撮影



草津白根山は、主に湯釜を中心とした水蒸気爆発で、噴石の飛散、泥水の噴出、火山灰の噴出が発生しやすい火山です。また、火山泥流を生じやすいという特徴があります。水蒸気爆発は前兆現象が捉えにくく、注意が必要です。

草津白根山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

- レベル5（避難）：——
危険な居住地域からの避難・立入規制
 - レベル4（避難準備）：——
警戒が必要な居住地域からの避難準備・立入規制
 - レベル3（入山規制）：——
登山禁止・入山規制
湯釜火口から2km以内立入規制
 - レベル2（火口周辺規制）：——
火口周辺立入規制
湯釜火口から1km以内立入規制
 - レベル1（活火山であることに留意）：——
火口付近立入規制
湯釜火口から500m以内立入規制
（火山活動の状況に応じて一部登山道に限って規制緩和）
- 居住地域の境界：——

この地図は、国土地理院「数値地図50000(地図画像)」を使用しています。

この図は噴火警戒レベルに対応した主な登山道・避難対象区域を示しています。

登山道の規制については、主なものを表示しています。

レベル1は、活動状況に応じて一部登山道に限って規制緩和が行われています。

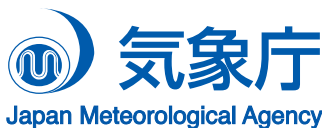
各レベルの具体的な規制範囲等については、地域防災計画などで定められていますので、各町村にお問い合わせください。

(*)：国道292号の殺生河原駐車場前から天狗山レストハウス前の区間は、レベル2または3で規制されることもあります。

草津白根山の噴火警戒レベルは草津白根山防災会議協議会（草津町、嬭恋村、中之条町の地元自治体等）と調整して作成しました。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター

TEL：03-3212-8341(内線 4536) <http://www.jma.go.jp/>

前橋地方気象台 TEL:027-896-1220

<http://www.jma-net.go.jp/maebashi/>

長野地方気象台 TEL:026-232-3773

<http://www.jma-net.go.jp/nagano/>



草津白根山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側約6kmの石津まで到達 約18,000年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達 山頂火口から噴火が発生し、概ね3km以内に噴石飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。	噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	山頂火口から噴火が発生し、半径2km程度まで噴石飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生。 過去事例 有史以降の事例なし
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	山頂火口から小噴火が発生し、半径1km程度まで噴石飛散。 過去事例 1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：南東斜面で割れ目噴火 1902年9月：弓池北東岸から噴火 1882年8月：噴石が湯釜・涸釜火口から約550mまで飛散 地震多発等により、小噴火の発生が予想される。 過去事例 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 1997年5月：噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発

注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表は湯釜火口からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注2) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注3) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。